

ニュースレター

厚生労働省の独立行政法人
評価委員会において、八月九
日及び二十二日の二日間に
わたり、のぞみの園の平成
二十二年度の業務実績の評価
について審議が行われ、その
評価結果が決定されました。

平成二十二年度は第Ⅱ期中
期目標期間の中間点を通過す
る第三年度目に当たり、目標
達成に向けて着実に実績を積
み上げねばならない重要な年
度という認識の下に業務全般
に全力で取り組みました。そ
の結果、平成二十二年度の業
務実績全体は「のぞみの園の
設立目的に資する

もの」であり、「第
Ⅱ期中期目標期間
の第三年度として
更なる成果を上げ

た」との評価をいただきました。
十八の評価項目の平均点
は、五満点中四点を超えて
おり、これまでで最も高い評
価を得ることができました。
以下、評価結果のあらまし
を紹介いたします。

◆ ◆ ◆
第一に、「業務運営の効率
化に関する事項」については、
就労を望む利用者への支援体
制の確立、入所利用者の高齡
化や重度化の進行等による心
身の状況に対応したサービス
を提供するための組織・実施
体制の整備、経費節減や運営

費交付金以外の収入増の取り
組み等により、目標達成に向
けて着実に進展したものと評
価していただきました。

ただし、提供するサービス
の質の確保のため、矯正施設
を退所した知的障害者への自
立支援や高齡知的障害者の支
援などについて、高度な専門
性を持つ職員の育成・確保の
ための取り組みを一層進める
べきとの要請も付記されまし
た。

第二に、「国民に提供する
サービスに関する業務」につ
いてです。

平成22年度の業務実績の評価結果

二十二人の利用者の地域移行
を実現し、また、三十三人の
保護者から地域移行について
の同意を得たことを高く評価
していただきました。

平成二十年度から取り組ん
でいる「福祉の支援を必要と
する矯正施設等を退所した知
的障害者への支援事業」につ
いては、二十二年度末までに
九人を受け入れ、うち五人
(二十二年度二人)が地域に
移行したことについて高く評
価していただくとともに、こ
の事業の全国的な拡大に向け
て、国のモデル施設として必

まず、地域生活への移行事
業については、引き続き一人
ひとり丁寧に手順を踏んで取
り組んでいくことはもとよ
り、利用者の意向を十分に尊
重した地域移行のさらなる進
展のために、保護者・家族へ
の働きかけ、「のぞみの園地
域移行通信」の定期的な発
行、移行予定先事業所での
宿泊体験などに加えて、地域
移行して五年を経過した本人
の暮らしぶりを紹介するDV
Dを作成するなど、より効果
的な方法を企画・実施して、
平成二十二年度においては、

要な役割を十分に果たすこと
への期待が明記されました。
また、重度・高齡の知的障
害者の地域移行や行動障害等
があるため支援の難しい知的
障害者に対する効果的な支援
などについて十二のテーマを
設定して調査研究に取り組む
とともに、行動援助事業の普
及促進や、矯正施設等を退所
した知的障害者への支援に関
する調査研究及び養成・研修
について、内容や方法を工夫
して取り組み、その成果が国
の障害者福祉施策の推進に一
定の貢献を果たした旨の評価

をいただきました。

◆ ◆ ◆
評価の結果については以上
のとおりですが、今回の審議
を通じて、委員の方々から多
くのご意見、ご指摘をいた
だきました。

これらのご意見、ご指摘の
主たる関心は、のぞみの園
は、中長期的にどのような役
割をはたすべく、どのような
事業を展開していくのかとい
うことに集約できるかと思
います。

かつて国民の大きな期待を
担って建設された旧国立コロ
ニーを引き継いだ
のぞみの園は、現
下の障害者福祉の
理念を具現化する
施設、かつ、国の
障害者福祉政策の課題の解決
に貢献できる施設へと大きく
方向転換しつつありますが、
五年後、十年後を見据えて、
どのような事業を展開してい
くべきか、のぞみの園として、
主体的に、具体的に検討する
ことが求められています。

今後、法人内に検討委員会
を立ち上げ、必要に応じて外
部の有識者のご意見も伺いな
がら鋭意検討を進め、その結
果を第Ⅲ期中期目標の中に
反映すべく厚生労働省と協議
していくこととしています。

(理事長 遠藤 浩)

東日本大震災における「のぞみの園」の取り組み

のぞみの園では、東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所事故（東日本大震災）の発生以降、多くの皆様のご理解・ご協力を得ながら役職員一丸となり、被災された皆さまのお役に立てるように取り組んでまいりました。

その取り組み状況を、前回（ニュースレター第二十九号）

に引き続き報告させて頂きま

被災地等への支援活動 「ボランティア派遣」

のぞみの園では、東日本大震災発生以降、厚生労働省の要請により三月二十四日より被災施設への職員のボラン

のぞみの園の支援活動等

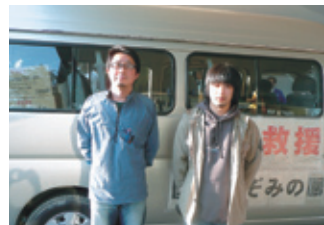
日付	主な内容
H23.3.11	地震発生(14時46分)
3.15	・厚生労働省より被災者(施設)の受入要請
3.17	・厚生労働省より、社会福祉施設等に対する介護職員等の派遣要請
3.18	・被災地ボランティア登録(職員31名)
3.22	・被災地ボランティア派遣決定
3.24	・福島県田村市(被災施設)へ職員派遣 第1班2名(3/24~4/1)
3.25	・厚生労働省より社会福祉法人友愛会の利用者の受入要請 ・厚生労働省より社会福祉法人友愛会の利用者の受入要請
3.26	・福島県より社会福祉法人友愛会の利用者の受入要請
3.27	・社会福祉法人友愛会の事務局3人の方がのぞみの園を見学(受入決定)
4.1	・福島県田村市(被災施設)へ職員派遣 第2班2名(4/1~4/6)
4.15	・社会福祉法人友愛会を受入[利用者67名・職員等46名]
5.10	・千葉県鴨川市(被災施設)へ職員派遣 第3班2名(5/10~5/21)
5.21	・被災施設へ支援物資の提供 第4班2名(5/21~6/1)
6.1	・千葉県鴨川市(被災施設)へ職員派遣 第5班2名(6/1~6/12)
6.12	・ 第6班2名(6/12~6/19)
6.19	・ 第7班2名(6/19~6/30)
8.1	・ 第8班2名(8/1~8/7)
8.7	・ 第9班2名(8/7~8/14)
8.14	・ 第10班2名(8/14~8/20)
9.1	・ 第11班2名(9/1~9/8)
9.8	・ 第12班2名(9/8~9/15)
9.15	・ 第13班2名(9/15~9/22)
9.22	・ 第14班2名(9/22~9/30)

※ この表は、9月30日までの対応状況であり、その後も東日本大震災に関する支援活動等について継続して行っております。

被災地ボランティア第二班として、平成二十三年四月一日から四月六日の六日間、福島県田村市（東京電力福島第一原子力発電所より半径三〇キロ圏外）の避難所に身を寄せている障害者福祉施設の支援活動に参加しました。

被災地ボランティア 第2班

平成23年4月1日～4月6日
田村市



生活支援部特別支援課 職員 智行
あじさい 主任生活支援員 織茂
生活支援部特別支援課 職員 和矢
ひなげし 主任生活支援員 佐藤

主な支援活動は、知的障害を持つ児童に対して、起床後の布団の整理や室内の掃除、洗面等の生活支援の他に、室内で話をしたり、絵を描いたり、本を読んだりして無為な時間を過ごすことのない様に支援をしました。

ティア派遣及び支援物資の提供、四月十五日には被災された施設社会福祉法人友愛会の利用者六十七人、職員とその家族四十六人を受け入れました。友愛会におかれては、東日本大震災から六カ月が過ぎた現在（九月三十日時点）、利用者は二人増え、のぞみの園から貸与された三カ寮で六十九人の利用者を職員三十

人で支援する施設運営を継続して行っております。被災施設への職員のボランティア派遣は、三月二十四日（九月三十日までの百二十六日間）にわたり、生活支援員、看護師、理学療法士等の専門職の職員を二人一組とし、避難先の福島県田村市（三月二十四日～四月六日）及び千葉県鴨川市（五月十日～）に派遣しました。避難先での主な支援活動は、知的障害者（児）の生活介護や機能訓練、通院の付き添い等の支援を行いました。

また、派遣された職員ものぞみの園の職員としての責務を十分理解し、自ら希望し派遣先へ出向いてくれました。のぞみの園としては、今後また国等からの要請があれば応えていくとともに、被災地等への支援活動にできる限り積極的に取り組んでまいります。

なお、被災施設への支援物資の提供及び社会福祉法人友愛会の受け入れに際しましては、ご支援・ご協力をいただきました皆様へ感謝いたしますとともに、心より御礼申し上げます。

（総務部総務課総務係長 富田 候之）

避難所では余震が頻繁に起こり、放射能の影響で屋外へ出ることもままならず、食事も支援物資に頼っている現状では満足する量ではなく、利用者も職員も疲労やストレスが限界に達しているように思われました。この様な状況のため、この施設としては、これ以上避難所での生活を続けることが困難と判断し、福島県に対して他県への避難要請を行っていました。数日後、千葉県鴨川市の公共施設（鴨川青年の家）の提供を受けたという連絡が入りました。利用者や保護者、職員の中には、家庭の事情などにより、



他県への避難は困難として、施設利用を中止し他の避難所へ移動する利用者や、退職願いを出す職員も見受けられました。重苦しい雰囲気は漂うなかで、避難所生活に不安を感じながらも引越しに向けて身の回りの整理を行う日々が続いていました。私たちも支援活動を続けながら、次第に疲労も溜まり口数も少なくなっていました。そんな暗い雰囲気の中で、「この状況を変えなくてはいけない」「今、何が必要なのか」と考え、見つけ出した答え、それは「笑顔を絶やさない振る舞い」だと感じました。「笑顔」は、明るい雰囲気を与えてく

被災地ボランティア 第3班

平成23年5月10日～5月21日
鴨川市



地域支援部地域移行課
地域生活体験係生活支援員
篠崎 貴之
生活支援部特別支援課
あかしあ寮生活支援員
春山 敬紀

避難先でのボランティア活動に取り組み中で、最初に感じたことは、職員を柔軟に配置し、避難所生活による利用者の負担を最小限に考えた取り組みを行っていたことに感心しました。

れます。明るい雰囲気は、心の壁を溶かしてくれます。他愛もない話や冗談を言い合うことで、利用者や職員の表情にも笑みが見られるようになりました。笑顔になると自然と会話も増えて、お互いのコミュニケーションも取りやすくなりました。今回の支援活動を通して、利用者や保護者等と良好な関係を築く一つの方法として、笑顔で接することの大切さを学びました。また、利用者への支援の質の向上を図る一環として、接遇態度や基本姿勢を向上させるための研修の機会を設ける必要があると強く感じているところです。

利用者の方々はもちろん、職員も被災者であるため、人手不足は深刻でしたが、職階や所属にとらわれず柔軟に対応するとともに避難している施設間同士でも職員の配置替えを行うなど最大限の工夫と

努力がなされていきました。また、このことよって職員間の連携が深まり、より手厚い支援を可能にしていると感じました。当法人でも、他の部所との連携や寮間協力のシステムをなお一層強化することにより、職員間の連携が深まり、それぞれの良いところを学ぶことで支援の幅が広がるのではないかと思います。また、災害などの緊急時の対応には、特に必要とされるシステムであると思いま

被災地ボランティア 第4班

平成23年5月21日～6月1日
鴨川市



診療所機能訓練科長
金子 暁
診療所看護師
中島 英昭

次に、専門的なボランティアの受け入れと地域との繋がりについて考えさせられました。看護師等の医療ボランティアが各フロアを巡回し、バイタルチェックや外部医療機関への受診の付添を行うなど健康管理や不調の早期発見

今回の東日本大震災がもたらした震災の爪痕は、我が国における防災の概念を大きく

に取り組んでいきました。また、音楽療法士による慰問や近隣中学校の生徒との交流会も行われ、利用者の方々の楽しみななっていました。特に、音楽療法士による慰問は、一日数回に分けて行われ、参加する利用者を少人数にすることで、より密な交流を工夫していると感じました。当法人でも、慰問や地域との交流は行われていますが、今後は、生活支援部等の大きな枠組みではなく、寮単位での慰問の受け入れや地域との交流などができれば、利用者の方々の癒しや楽しみが増すのではないかと思います。

今回のボランティア活動で、職員間はもちろん、ボランティアや地域とも「連携する」ことの大切さを再認識しました。

覆したのはいうまでもありません。安全といわれていた原発事故を始め、防波堤の決壊、

交通麻痺、インフラの壊滅：どれをとっても自然の驚異の前に、なす術が無かった事は大変皮肉な結果でした。では一体、いつ起こるとも限らないこのような未曾有の大災害に当法人が見舞われた場合、我々は何を考え、どのように行動したらよいのでしょうか。喫緊の課題として、利用者の生命、財産、生活などのように守っていくのか。まずは法人としてこの点から抜本的に見直し、シミュレーションして想定され、具体的に対策を考えたおかなければなりません。そして生活支援はそれに基づいたものでなければなりません。

さて、私達二人は医療的ケアを中心に、広範なる生活支援に携わらせて頂きました。避難されている利用者、職員は鴨川へと至るまでに何度となく生活の場の変更を余儀なくされ、ともに疲弊し、職員に関しては約半数がついていけないなど、苦心惨憺たる思いを、私は涙を堪えながら拝聴してきました。またコップや衣類の不足、或いは物資はあれど機能しないなど、一つ一つ課題を克服するのにも大変難渋された状況を知り、我々は障害者ケアに携わる「同志」として、本当にやる

せない思いを感じました。

このような状況の中で、医療に携わる者として大きく三つ、衛生環境、身体機能低下、メンタルヘルスが課題としてあげられると感じました。①衛生環境面では、密集的集団生活における感染の問題や消毒、各種使い回しなどをいかに対処・予防できるか。②機能低下に関しては、運動不足に伴う動作能力低下や二次的廃用、認知機能低下への配慮。③メンタル面では、敏感に感じ取る環境の変化からくる不安、興奮、抑うつなどを

いかに緩和してあげられるのか。それらの事から、今回ボランティアに行つて感じたことは、非日常における通常の機能の回復がいかに難しいことなのか、そして環境やマンパワーがいかに重要であるかをまざまざと思ひ知らされました。

備えあれば憂いなしとまではいかなくとも、今回のボランティア活動が緊急時マニュアルの再構築と周知徹底を図る二面性であるということも、我々は解釈しておく必要性があります。

被災地ボランティア 第5班

平成23年6月1日～6月12日
鴨川市



生活支援部特別支援課
ひなげし寮生活支援員

峰岸

勲

生活支援部活動支援課
日中支援Ⅱ係生活支援員

福島

和也

三月の震災直後、被災した方達に対して微力ながらも力になりたいと思う気持ちから、被災地ボランティアに応募し、参加させて頂きました。『よしやるぞ！』という意気込みと『大丈夫だろうか？』という不安の相反する思いを抱えながら目的地に着き、被災施設の職員による説明と

前班からの引き継ぎを済ませると早速、支援活動に入りました。まず、利用者とのコミュニケーションを図り名前を覚え、派遣初日から入浴支援を行いました。浴室内は洗い場と浴槽が広く、滑り止めや手すり等が無いので、細心の注意を払って支援にあたりました。入浴後の着替えの衣服や

生活用品の多くが寄付によるもので、利用者の体型に合わせ選んでいたのが印象的でした。

食事や洗濯、入浴以外の余暇活動の時間は、持参したキーボードで音楽を提供することとしました。キーボードを弾き始めると、利用者や職員が集まり、みんなで手拍子をしながらい、楽しく盛り上がる事ができました。他のフロアの児童部では、キャッチボールが好評でした。このような楽しみを通して、利用者の自然にでる笑顔から、余暇活動の大切さを改めて感じ

させられ、報道等ではあまり伝わらない場面を体験することができました。

今回の震災により長期間の避難を強いられる被災者には、日中における支援として、より被災者に合わせた余暇活動等の支援が求められるのではないかと感じました。利用者の特性に応じた余暇活動を日頃からすぐに提供できるような技術を身に付けておく必要性があると強く感じました。今回の経験を、今後の利用者支援においても活かせるよう、日々忘れずに努めていきたいと思ひます。

被災地ボランティア 第6班

平成23年6月12日～6月19日
鴨川市



生活支援部自立支援課
ひのき寮生活支援員

宍戸さゆり

地域支援部地域移行課
地域生活体験係生活支援員

白石 真理

ボランティアに行つたのは、東日本大震災から三カ月が経過したころでした。七日間の派遣期間中には、大きな変化がありました。居住スペースしかなかった避難所には新たに活動の場が確保され、日中は、そこで過ごせるようになったことです。活動

の場と居住空間を分けたことで、衛生面もよくなり、生活リズムも整い、活動の幅も広がりました。避難所では、利用者それぞれに適した活動が提供されており、一人ひとりを大切にしたい支援が実践されていました。

今回のボランティア活動を通して、どんな状況でもいつも通り落ち着いて過ごせるための趣味や手段を持てるような支援をしていかなければならないということを強く感じました。そのためには、日頃から個々の利用者に合った余暇の取り組みを見つけておかなければならぬと思ひます。職員配置が手薄な中でも、入浴、排泄、更衣において、完全同性介助での支援は称賛すべきものでした。

また、障害が重度である人ほど、一般の人と同じ避難所で生活するのは難しい面があり、いざという時に受け入れてくれる施設が必要であることを痛感しました。混乱を最小限に抑えるためには、災害時に備え他施設とのネットワーク作りをしておくことが必要です。

そして、何よりも共通していえることは笑顔で毎日をごさすことです。笑顔は利用者にとって安心感を与え、職員が協力して円滑な支援を提供するための一つの要素でもあると感じました。今回の経験から、日々の支援を改めて見直すことにも、いざという時に生かせることのできる支援について考えていこうと思ひました。

原発事故の被災地から 避難して～震災から今日まで～

原発のある富岡町

社会福祉法人友愛会は、福島県の中でも特に風光明媚な海岸線約一〇〇キロメートルの浜通り地方のちょうど真ん中に位置する双葉郡富岡町にあります。八カ町村（六町二村）からなる双葉郡には、東京電力福島第一原子力発電所（原子炉六基）や同第二原子力発電

所（同四基）、同広野火力発電所があり、昭和四十六年から営業運転を開始して首都圏に電気を送り続けています。

双葉郡の人口は約七万三千人ですが、富岡町はその中であつては二番目に多い約一万六千人です。

産業は、海も山も間近で農業や漁業を営んでいる過疎的な地域ですが、東京電力による関連企業の誘致により、町民の多くがそれらの企業に勤めており、町も繁栄して来ました。今では原発の町と言っても過言ではないと思えます。

また、原発の設置は諸調査がなされた上と信じて、地域には原発に対する安心・安全の神話も聞かれていました。

社会福祉法人友愛会

当法人は、平成三年に法人最初の事業所である知的障害者更生施設・光洋愛成園を開設計、その後も法人五カ年ごとの事業計画を策定して、その第一次将来像計画及び第二次将来像計画に基づいて、入所施設、通所施設、障がい者サポートセンター（グループホーム・ケアホーム六カ所）

を利用者支援の三本柱として、四事業所を開設計して来ました。

また、平成二十一年四月より障害者自立支援法の下、全事業所が新事業体系への移行を済ませ、更に今年度からの第三次将来像計画にも着手して、通所一施設の増設や法人内の組織改革等を進めていたところでした。

全四事業所は、事故

が起きた東京電力福島第一原子力発電所からは約一〇キロメートルにあり、政府で発表した二〇キロメートル圏内の警戒区域には、障害者福祉施設を運営している社会福祉法人は当法人を含めて二法人あります。

東日本大震災

（原発事故）の当日

平成二十三年三月十一日（金）、午後二時四十六分、マグニチュード9.0、当地では震度6強の地震が発生しました。これに伴った想定外の大津波によって東京電力福島第一原子力発電所の建屋が破壊されて原子炉が爆発し、放射能漏れの大惨事と



光洋愛成園

なっていました。

当法人の全四事業所は、当日もいつもと同様の日中活動中でした。法人本部である光洋愛成園では、マイクロバスでの外出から帰って来たところや棟内外で活動していました。また、利用者の保護者二人と短大生二人も、日中活動の手伝いのボランティアで参加していました。

地震の発生と共に、まだ日中なのに空が急に暗くなり、珍しく横殴りの小雪までも舞いました。大きな地震でしたが心の中ではまさかとの思いと、縦揺れのため、生まれて初めて地震の恐さを感じました。毎月の避難訓練が生かされ

たのだと思います。各事業所からほんの僅かな時間内に、法人内で唯一の入所施設である光洋愛成園に利用者六十六人と職員約二十五人が撤収し、その夜は職員十人の夜勤体制で、停電と大きな余震が続く大変不安な一夜を過ごしました。

サーチライトや自動車のライト、非常時に備えていた小型発電機で明かりを採り、いつもの富岡町内一斉の防災無線は聞こえず、電池式携帯ラジオが唯一の情報源でした。水洗トイレの使用も大変困りました。

避難経過

翌朝（三月十二日）七時頃富岡町消防団の消防車が、更に七時三十分頃富岡消防署の消防車が避難指示に来所しました。「原発が危ないので直ぐに富岡町で指定する川内村体育館に避難して下さい」と、初力で避難できますか」と、初めて避難指示でした。この時利用者は遅れての朝食中でした。

避難の指示を受けて身支度を急ぎ、八時四十分、利用者六十六人と職員十五人がマイ

クロバス二台とワゴン車五台に分乗して、避難時間の若干の荷物と共に事業所を出発しました。

避難経路の道路は地震によつていたるところが大きく陥没し、そこに落ちて置き去りになった何台もの車を見ながら、富岡町で指定した川内村体育館に向かいました。しかし、交通の大渋滞も重なって遅くなったため川内村に入る途中で警察官に止められ、「川内村体育館はもう一杯だからもっと西の方に向かうように」と指示されて大越町体育館に向かったのですがここも一杯。更にもその場で同町役場職員より「更に西の方に向かうように」と指示されて三春町に向かいました。

夕方五時三十分頃に三春町体育館に着きましたが、ここでは「二十人位なら受け入れられるが」との返答でした。避難中の車中では水分は摂れましたが食事は摂れず、当所案内係カウンターのお盆の上には山積みになっていたおむすび一個ずつが朝食後初めての食事でした。渋滞した道路のためにのろのろ運転でしたので車酔いはありませんでしたが、トイレ

にも大変困りました。

三春町の避難所も断られたら車中泊も覚悟しました。本当に途方に暮れる中、三春町役場職員と何とか避難所の交渉ができ、やっと六時三十分には当法人の第一次避難所となった「さくら湖自然観察ステーション」に避難することができました。

当所は急遽避難所になったためにその準備も不十分でしたが、三春町役場職員やその関係者により、Pタイル張りの床にダンボールを潰して敷いて頂いたり、毛布等も届けて頂いて夜を過ごせる準備ができました。

第一次避難所のようす

第一次避難所となった三春町の「さくら湖自然観察ステーション」は、町の第三セクターとして運営されており、近くにあるさくら湖に関する小動植物の標本が収集された資料館でした。ホールを男女に間仕切りし



避難先のさくら湖自然観察ステーション

て使用しました。夜は雑魚寝の状態でした生活空間としては狭く感じたものの、生活する上で重要な暖房や電気、水道、トイレ（多目的トイレも一カ所設置）もあり、不自由ながらも初日から十分生活ができました。

特に当所を当法人だけの避難所として使用させて頂き、障害を持つている利用者の支援に当たっている職員にとっては、他の避難者に対して神経を遣う必要がなく本当にラッキーだったと思います。避難した翌日からは全国からの支援物資が届き、また、当所隣りの大きな豆腐屋からは、毎朝熱々の味噌汁を届けて頂いたり、三春町民や匿名

の方々からの支援物資も大変に有難く頂きました。更に、真向かいの保養所が当所と同じ町の第三セクターとして運営していましたので、避難生活の後半には時間を切った貸し切りでの入浴もさせて頂き、避難所としての条件は最高だったと思います。

当所は、事故が起きた東京電力福島第一原子力発電所から約五〇キロも離れていましたが、放射線量を心配する風評もあつて外に出ることは極力避けなければならず、洗濯

現在(第二次避難所)のようす

第一次避難所の生活が二週間ほど過ぎた頃から、福島県の担当課より第二次避難所への移動について打診がありました。

利用者六十七人（第一次避難中に一人増員）と職員二十七人（第二次避難先でも勤務できる意思を確認した者）の全員が、避難できるところを当法人が一貫して要望していたため、福島県が厚生労働省や群馬県、高崎市等の関係機関と最大限の調整をし

も三春町内のコインランドリーまで出掛け多額のお金を掛けて、ほぼ一日掛かりで行いました。

ガソリン不足も深刻で、避難した翌日より職員を招集しましたがなかなか合流できず、六日後に一人、八日後に一人、九日後に一人、十三日後に一人と、避難生活初日から勤めていた職員は、約二週間にはわたって二十四時間勤務の状態が続きました。また、保護者に対しての安否確認の連絡も大変でした。

ていただき、四月十五日より群馬県高崎市にある国立のぞみの園に避難できることになりました。

当園に避難させて頂くに当たっては、当法人の職員によつて下見をさせて頂き、入所定員二十五人の施設を三棟お借りできました。職員も当園の独身寮や雇用促進住宅を提供して頂き、移動したその日から入所施設機能の備わった広い空間で生活することができました。

その後、福島県や他県に避難中の利用者の入所や職員の採用も行い、現在では六十九人の利用者を三十一人の職員



キツネノボタン

で、当園の充実した施設機能を活用させて頂いて支援に当たっています。

被害の状況

当法人全四事業所の被害は、各事業所共通してライフラインは大きく破損しましたが、本体の施設は殆ど無傷で、敷地に地割れが走った程度で済みました。

しかし、通所の事業所は、利用者が減少して支援費収入の減収が大きな痛手となっています。

また、原発事故に伴っての被災は他県とは異質であり、

利用者や職員の精神的な苦痛は何よりも大変なものとなっています。

更に、当法人の就労支援系事業所で製造・販売していた「こんにゃく」や「加工味噌」等は、原発事故に伴っての風評被害も大変心配しています。

おわりに

未曾有とか、想定外とか言われた大震災と原発事故から約六カ月も経とうとしていますが、起こった事象の甚大さに物心両面においてまだまだその傷は癒えることはありません。

せん。特に最近では本当に富岡町に戻れるのだろうかと思うことが多くなりました。



利用者の外出支援「群馬県立榛名公園」

これからも想像を絶するよ
うな色々な乗り越えなければ
ならない苦難が多くあり、落
胆してばかりはいられ
ません。

第一避難所となつた三春町は、梅と桜と桃の花が一緒に咲く土地だから三春と聞きました。第二次避難所となった群馬県高崎市は、達磨寺もあってだるまの生産量が日本一と聞きました。そして、この度の震災を通して、多くの皆さんの支え合うやさしい気持ちを改めて知ることが

できました。

この両地に避難させて頂いたのも何かのご縁と感じます。厳しい冬の後には必ず三春のような暖かい春が訪れることを信じ、厳しい苦難にもだるまのように起き上がれることを信じ、そして、多くの皆さんのお力をお借りして、元のような生活に早く戻れるように今の生活を大切にしたいと思っています。

【※掲載されている写真については御本人の承諾を頂いております。】

（社会福祉法人友愛会
法人事務局長兼光洋愛成園
施設長 寺島 利文）

速報

障害者の地域移行の実態に関する全国調査

調査の概要

地域移行の実態を明らかにすることを目的に、郵送によるアンケート調査を平成二十三年七月一日～八月十日にかけて行いました。対象は、平成十九年時点で施設入所支援、知的障害者入所更生施設、

知的障害者入所授産施設を運営している全国の社会福祉法人千二百二十二か所になります。回収数は、八百十一法人で、回収率六六・四割でした（八月十六日時点）。具体的な調査項目は、法人が運営する入所施設の総定員数、法人が運営する障害福祉サービスの種類、法人全体の平成二十二年度の事業活動収入額、グ

ループホーム（以下「GH」）・ケアホーム（以下「CH」）の設置数、定員数、移行者数（それぞれ平成十七年度から平成二十三年度までを各年度単位で）になります。お忙しい中、ご協力いただきました法人の皆様にはこの場を借りてお礼申し上げます。ありがとうございました。

GH・CHの利用者数の推移

図1のように今回の調査結果のGH・CHの利用者数を厚生労働省（以下「厚労省」）から報告されている数値と比較すると、大きな違いがあることが分かります。回収率が

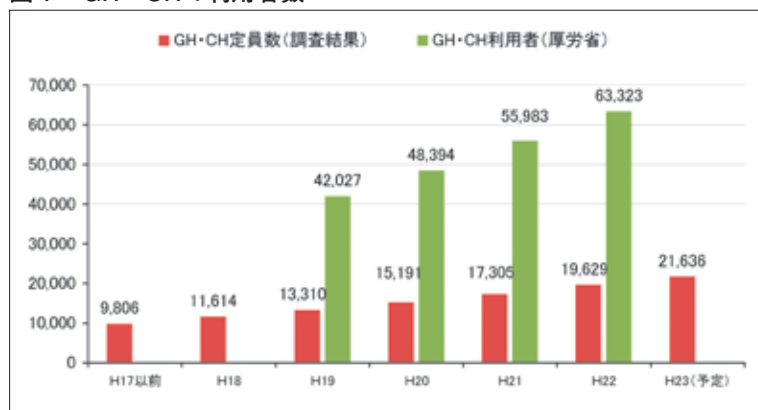
六六割ということを考慮しなければいけません。本調査が主に知的障害者の入所施設を持つ社会福祉法人を対象としたため、通所施設のみを持つ社会福祉法人やNPO法人が運営しているGH・CH、精神障害者、身体障害者を対象としたGH・CHは含まれていないことが理由として考えられます。本調査の結果から、知的障害者の入所施設を持たない社会福祉法人やNPO法人などが運営するGH・CHで生活する知的障害者や

精神障害者などを合わせる
と、過半数を占めていること
がうかがえます。

地域移行者数の推移

地域移行者数の推移を見ると、図2のように、日本の地域移行者数の増加傾向に比例して、本調査の移行者数も増加傾向にあります。また、知的障害者の入所施設を持つ社会福祉法人自らGH・CHを設置し移行した人数は、全国

図1 GH・CHの利用者数



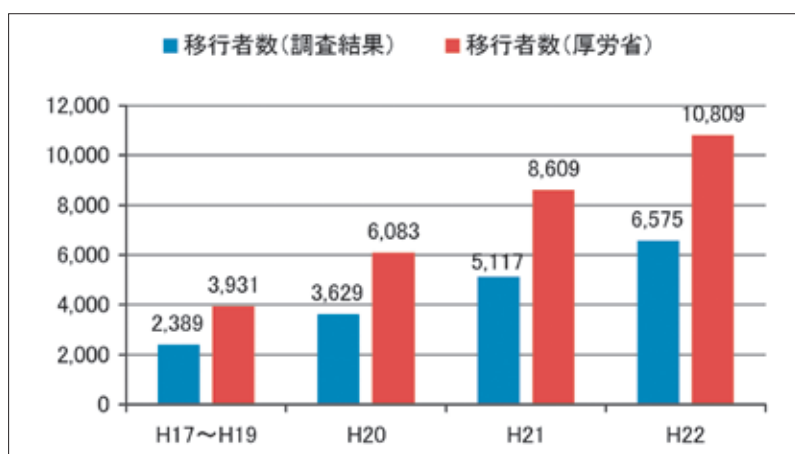
出所：調査結果は、本調査結果の数値。厚労省は、「福祉サービス等の利用状況について」の各年度の3月の共同生活介護、共同生活援助を合計した数値。

しかしながら、全ての入所施設を持つ社会福祉法人が同時に一斉に地域移行に取り組み始めたということは考えにくいです。例えば、図3は、各年のGH・CHの設置数を表したものです。平成十七年度以前、つまりは障害者自立支援法施行以前に設置されているGH・CHが多い一方で、障害者自立支援法施行以降にも毎年、三百前後、GH・CHは設置されてい

の移行者数の約六割程度を占めていと言えます（その他には、都道府県や市町村が運営している入所施設の移行、自宅への移行などが考えられます）。

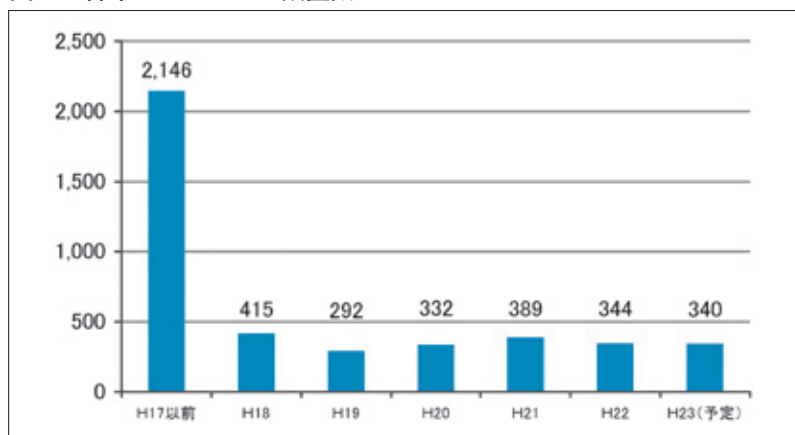
多様な地域移行支援の実態

図2 地域移行者数の推移



出所：調査結果は、本調査結果の数値。厚労省は、厚生労働省の「施設入所者の地域生活への移行に関する状況について」の各年度の結果をまとめた数値。

図3 各年のGH・CHの設置数



出所：本調査結果

今後の研究の展開

本調査のような社会福祉法人を対象とした地域移行のアンケート調査は、今まで日本では行われていません。今回は、GH・CHを設立した時期に着目して説明しましたが、それ以外にも、社会福祉法人の収入規模、入所者数、入所施設以外に実施している事業などからいくつかの類型

を作り、更なる分析と、追加の調査を行い、日本の地域移行の実態に迫りたいと思います。その際、電話調査や実際にお邪魔して見学をさせていただくことをお願いすることもあると思います。日々の業務でお忙しいところ大変恐縮ですが、今後ともご協力の程、よろしくお願い致します。

(研究部研究課 研究係)

相馬 大祐

「知的障害者・精神障害者が利用する移動支援における課題と重度の知的障害者・精神障害者が在宅生活を快適に暮らすために必要なサービスについての調査・研究」報告

その2

前号では、その一として、移動支援サービスの利用状況とサービス時の移動手段、移動支援に係る課題についてご紹介しました。本号では、移動支援サービスだけでなく、地域で生活している重度の知的障害児者が、現在、どのようにサービスを利用し生活を送っているのか、また現状の中での課題や要望等について、七人のご家族にうかがうことができましたので、その一部をご紹介します。

調査報告 行動障害がある知的障害者の在宅生活を支えているサービスと課題

まずは、今回の調査にご協力いただいた七人の方々の概要とサービス利用状況、七人の方が生活している自治体の障害福祉サービスの状況をご紹介します（表1・2）。

サービスの利用スタイルは、大きく三つありました。

- ① 日中活動＋その他障害福祉サービス＋自費参加活動
 - ② 日中活動＋その他障害福祉サービス
 - ③ 日中活動
- その他障害福祉サービスは、引きこもりの予防や運動不足の解消として利用されて

いる方が多いようです。また、インフォーマルなサービスは、障害のある人に特化されています。家族の要望は、大きく分けて

表1. 調査対象となる知的障害児者の概要と居住自治体の障害福祉サービスの実施状況

対象の障害者(児)				居住地域の概要:福祉サービスは1万人あたりの利用人数					
対象	性別	年齢	療育手帳(区分)	人口	移動支援	日中一時	肢動援護	居宅介護	児童デイ
Aさん	女	19	A (3)	約6万人	1.1	1.0	支給なし	3.5	12.9
Bさん	男	16	A (-)						
Cさん	男	31	A (5)	約71万人	9.3	1.6	0.2	7.0	6.0
Dさん	男	12	A (-)						
Eさん	男	21	A (5)	約81万人	7.4	2.9	0.7	7.5	0.2
Fさん	男	17	A (-)	約37万人	6.8	1.4	0.1	(不明)	2.6
Gさん	男	21	A (6)	約41万人	21.8	1.2	0.4	11.3	2.3
障害福祉サービスの全国平均 ※					7.6	3.2	0.4	8.8	4.1

※人口1万人あたりの障害福祉サービス利用者数は本調査の自治体悉皆調査結果より

表2. サービス利用状況

対象	日中活動	その他障害福祉サービス	インフォーマルなサービス
Aさん	生活介護(週5日)		水泳教室(1/W)
Bさん	特別支援学校高等部	児童デイサービス(2/W)	
Cさん	生活介護(週5日)	短期入所(1泊2日 2/M) 行動援護(2/M)	自費の余暇活動サークル 自費の療育支援機関(2/M)
Dさん	特別支援学校小学部	児童デイサービス 行動援護(ヘルパー2名) 放課後タイムケア	自費の療育支援機関
Eさん	生活介護(週5日)		
Fさん	特別支援学校高等部		
Gさん	生活介護(週5日)	短期入所(1泊2日 2/M) 移動支援(3/M) 日中一時(3/M)	スポーツサークル等(1/W)

の援助・助言について

ると、「緊急時の支援」「親亡き後の長期的な支援体制」親の立場を理解してくれる人材」を必要としていることがわかりました。
量的調査すなわち数字から

だけではわからなかった、重度の障害があるにもかかわらず十分にサービスを使えていない実態。その裏には、事業所や従業者の数の不足といった表面的な問題ではなく、現

在家庭で行っている生活上の工夫や親が担ってきたサービス調整に係る苦勞、そういったことを、心おきなく引き継げるような福祉サービス事業者等とめぐり会うことの難し

さ…そんな実情があることが分かりました。本年度はこの結果をもとに、行動援護事業所責任者向けの研修を開催する予定です。研修の詳細につきましては、決まり次第、当

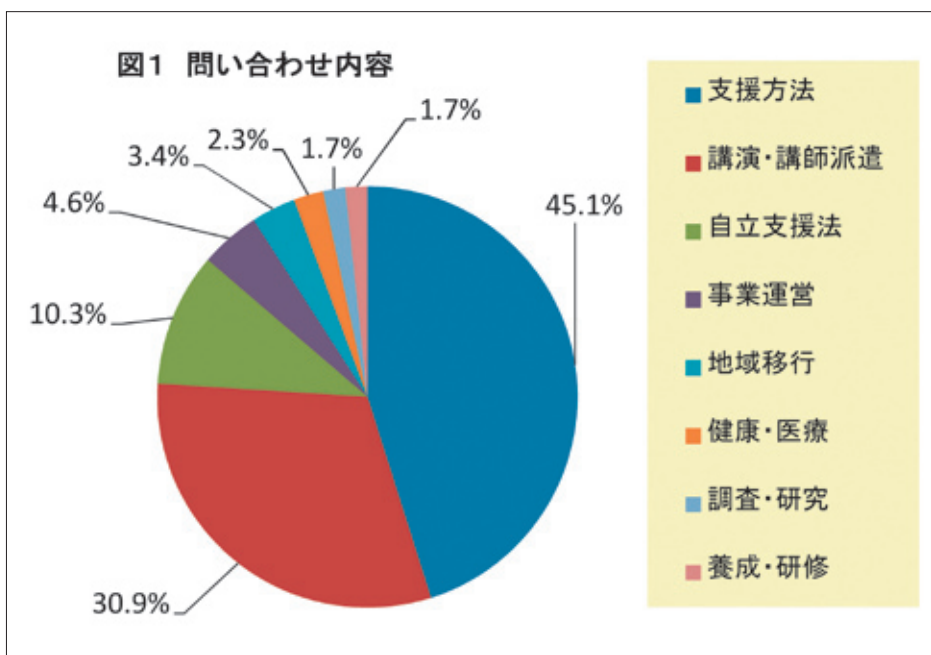
法人のホームページ等でお知らせいたします。
(研究部研究課研究係
村岡 美幸)



のぞみの園では、全国の障害者支援施設や障害関係事業所、さらには行政機関等からさまざまなお問い合わせをいただいています。
今回は、平成二十二年度における全国からの問い合わせによる援助・助言の概況についてご説明いたします。なお、援助・助言の件数は百七十五件でした。

事業所から「のぞみの園版個別支援計画書」様式の送付依頼に対して、様式の内容等について援助・助言を行うとともに資料の提供を行ったものです。さらには、利用者のアセスメント方法や実際の記載の方法や捉え方等についての問い合わせにもご説明をさせていただきました。また、新事業体系移行に関しては、のぞみの園の各障害福祉サービスにおける利用契約書及び重要事項説明書や新事業体系移行へのスケジュールの流れ、サービス管理責任者の業務内容、障害程度区分認定における各項目の捉え方等に関する問い合わせもありました。

また、のぞみの園が中心となつて研修及び研究を実施している行動援護に関するものが七件ありました。その他、医療的配慮及び高齢者支援に関するもの、自閉症の支援プログラムに関するもの、矯正



施設を退所した障害者の社会復帰に関するもの、日中活動支援等に関するもの等でした。

障害者支援施設等へ

次に、平成二十二年度における援助・助言の具体的内容の一部をご紹介します。

- ・ F 県の特別支援学校において、F 県内の公立小中学校の特別支援コーディネーターを主な対象としたセミナーにおいて、「障害者の就労支援と雇用の現状について」の講師として、職員を派遣しました。
- ・ A 県の知的障害者就労関係事業所等の全国研修において、「発達障害者の就労支援について」の講師として、職員を派遣しました。
- ・ Y 県の社会福祉協議会主催の研修において、「罪を犯した障害者・高齢者を支えるためにこれから社会福祉で取り組むことについて」の講師として、職員を派遣しました。
- ・ 国連関係機関において、「矯正施設を退所した知的障害者等への支援サービスについて」の講師として、職員を派遣しました。
- ・ 日道の社会福祉事業団から「利用者の地域生活移行について」、I 県の県立障害者支援施設から「医療的配慮及び高齢者グループなどにおける支援について」、K

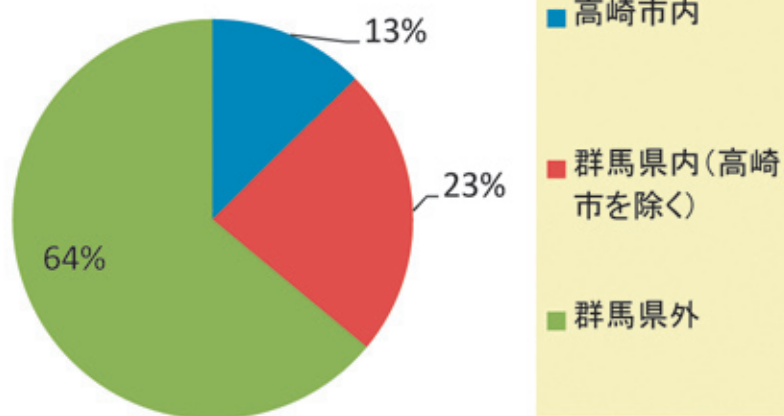
県の県立障害者支援施設から「矯正施設を退所した障害者の社会復帰について」の当法人の取り組み状況の見学依頼があり、関係部所において見学および支援内容等の説明を行いました。

なお、多くの見学者の方は利用者の直接支援に携わっている職員であったため、居室・

トイレ・浴室等の環境整備状況、生活寮における食事等の介護場面等の見学も交えながら、家族との関係・地域医療との連携等、支援に係る具体的な質問に対して担当職員が説明を行いました。

その他「援助・助言」業務の一環として、障害福祉関係者以外にも知的障害者のことをよく理解してもらうことも大変重要で、例えば、矯正施設等関係者からの視察・見学の依頼などにも積極的に対応しています。

図2 問い合わせの地域別件数(%)



この、矯正施設等関係者の視察・見学については、知的障害者に対する

よく理解してもらうことも大変重要で、例えば、矯正施設等関係者からの視察・見学の依頼などにも積極的に対応しています。

お問い合わせ先 事業企画部事業企画・管理課

電話：027-320-1366

FAX：027-320-1368

E-Mail：webmaster@nozomi.go.jp

る、より一層の理解と支援技術の習得や知識の向上への寄与を目的として、実施しています。

のぞみの園では、ホームページにおいてもさまざまな情報発信を行っています。お尋ねになりたいことがございましたら、まずは電話・メール等でお問い合わせいただければと思います。どうぞ、お気軽にご利用ください。

(事業企画部
事業企画・管理課
事業企画係長 米本 哲也)

高齢知的障害者支援の 在り方検討委員会設置について

平成二十二年九月、長妻前厚生労働大臣の諮問により、厚生労働省関係の独立行政法人・公益法人等について、統合・民営化・地方移管・廃止を含めた検討を行う「厚生労働省独立行政法人・公益法人等整理合理化委員会」（以下「整理合理化委員会」という）が設置されました。「のぞみの園」に関しては、それまでに行われた行政刷新会議の事業仕分け、また、厚生労働省独自に行った事業仕分けの何れにおいても公開の仕分けの対象とはなっておりません。この「整理合理化委員会」の議事においても「のぞみの園」は直接的には議論の対象になっておりませんが、最終報告書において「国立重度知的障害者総合施設のぞみの園は、独立行政法人直営によるサービス提供形態にとどまらず、特別養護老人ホームや社会福祉施設等を有する法人の

運営手法を広く活用していくべきである。なお、その際は、入所者及び家族の意向に十分に配慮すべきである」との報告がなされました。この報告を受けて「のぞみの園」として、平成二十三年度内に次のような対応方針で取り組むこととなりました。「のぞみの園」において、特別養護老人ホームや社会福祉施設等を有する法人の運営手法の活用などを含めた高齢知的障害者支援の在り方について、高齢者支援を専門とする民間法人等の専門家を招聘し検討するとともに、職員の介護技術の向上を図るための研修を引き続き行うこととする。なお、高齢知的障害者に対する支援の在り方を検討する際には、現在の入所者及び家族の意向を十分に配慮して行うこととする」。

知的障害者入所施設において、高齢化対策は全国的に喫緊の課題といえます。「のぞみの園」での入所利用者の平均年齢は、平成二十三年度七月一日時点で五十九・七歳。六十歳以上の利用者は百八十四人であり、全利用者に占める構成比は五五・六割。六十五歳以上の利用者数は八十四人であり、その構成比は二五・三割となつています。この状況において「のぞみの園」では、医療的配慮グループ三カ寮及び高齢者支援グループ二カ寮での支援体制を整え、職員についても高齢者支援施設等への実務研修や介護技術の向上に向けた園内講習会の開催及び高齢者支援の専門家を招聘してアドバイスを頂く等、支援の充実に向けて取り組んでまいりました。この度の対応方針に則り、「のぞみの園」としての今までの取り組みについて検証を行うとともに、今後の高齢知的障害者支援の在り方について改めて検討をするた

め、特別養護老人ホーム等で高齢者支援を実践されている専門家四人を外部委員として招聘し、当施設の役職員を含めた構成の「高齢知的障害者支援の在り方検討委員会」（以下「検討委員会」という）を設置致しました。この検討委員会の外部委員の方々には、「のぞみの園」の入所利用者の現状、入所利用者のニーズの確認と、「のぞみの園」における高齢者支援の取り組みについて点検をして頂き、高齢者支援の在り方を検討して頂くとともに、改善点についてご助言を頂くこととしております。

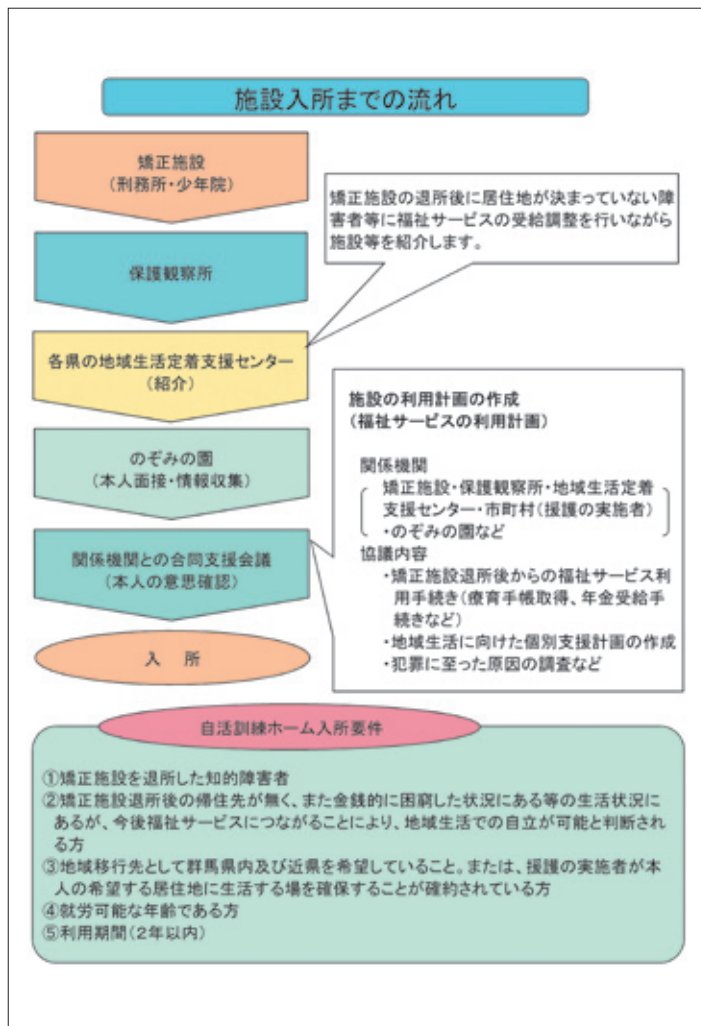
七月下旬に開催した第一回「検討委員会」を含め、年度内に四回の検討委員会の開催を予定しています。第一回「検討委員会」では、「のぞみの園」の利用者の現況等について報告を行った後、意見交換を行いました。その中で「のぞみの園」が特に力を入れている地域移行に関連して、特別養護老人ホーム等への移行における制度的な障害、また、支援の継続性等についての意見交換では、高齢者施設と知的障害者入所施設での支援の質の差異についての意見や知的障害者入所施設での高齢者対策への準備の在り方等に関して示唆に富んだ意見が出されました。

今後の「検討委員会」においては、全国的な高齢知的障害者支援の実践事例等の検証を含めてさまざまな角度から検討を重ね、入所支援施設における高齢知的障害者への支援に関する方向性を見出し、いくこととしていきます。

（事業企画部
事業企画・管理課長
櫻井 久雄）

矯正施設を退所した 知的障害者の地域生活支援

—自立に向けた専門的な支援のための自活訓練ホームを開設—



当法人におきましては、矯正施設(刑務所・少年院)を退所した知的障害者の受け入れについて、平成二十年より取り組み、これまで十一人の方を受け入れ、そのうち七人の方の地域生活への移行を達成し、現在五人の方の支援を行っています。平成二十年に矯正施設の退所者の受け入れを始めた当初は、当該利用者の生活の場としては特化した枠組みは作らず、他の重度の利用者の方と一緒に寮に籍を置いた生活をしていただき、

日中においては就労支援を活用した支援の取り組みを進めてきました。しかし、当該利用者の特徴を考慮した結果、地域移行を前提にした中軽度者の生活環境の設定、また支援職員の専門的な支援技術の向上と実践の場としての考えの下、空き寮を活用して今年一月末より試行的に、矯正施設を退所した方の専門的なホームとして自活訓練ホームを開所しました。また、四月より地域支援部に社会生活支援課を置き、同ホームの本格的な運営を始めました。福祉の支援を必要とする矯

用した支援の取り組みを進めてきました。しかし、当該利用者の特徴を考慮した結果、地域移行を前提にした中軽度者の生活環境の設定、また支援職員の専門的な支援技術の向上と実践の場としての考えの下、空き寮を活用して今年一月末より試行的に、矯正施設を退所した方の専門的なホームとして自活訓練ホームを開所しました。また、四月より地域支援部に社会生活支援課を置き、同ホームの本格的な運営を始めました。福祉の支援を必要とする矯

正施設を退所した知的障害者は、本人の障害に加え、出生から概ね青年期に至るまで養育環境等に恵まれなかった方が多く、経済的に恵まれていない事や療育手帳の取得をしていないなど、適切な福祉の支援がされなかったことにより、社会生活において習慣やルールの獲得、対人関係が出来ておらず、そのことを原因として問題を起こしている方がほとんどです。さらに、問題解決方法のゆがみから反社会性や非社会性の行動のある方もいます。このように生活

施設入所までの流れ

入所者の受け入れについては、まずは地域生活定着支援センター(以下「定着支援センター」)からの紹介によりはじまり、書類から読み取れる情報を整理しつつ、不足する部分については、定着支援センターを通じて保護観察所・矯正施設・出身自治体に向けて情報を求めていきます。加えて、当法人の担当職

員による本人面接を行ない、詳細な個人像を掴んでゆく事と、犯罪に至った経緯や特徴を徹底的に調査した上で、受け入れにあたっての生活を想定した組み立てを行ないます。

さらに、実際の受け入れにあたってはこれまで福祉とながりのない人も多いことから、定着支援センターの仲立ちにより援護の実施者との調整を行ない、必要とされるサービスの支給を確認する

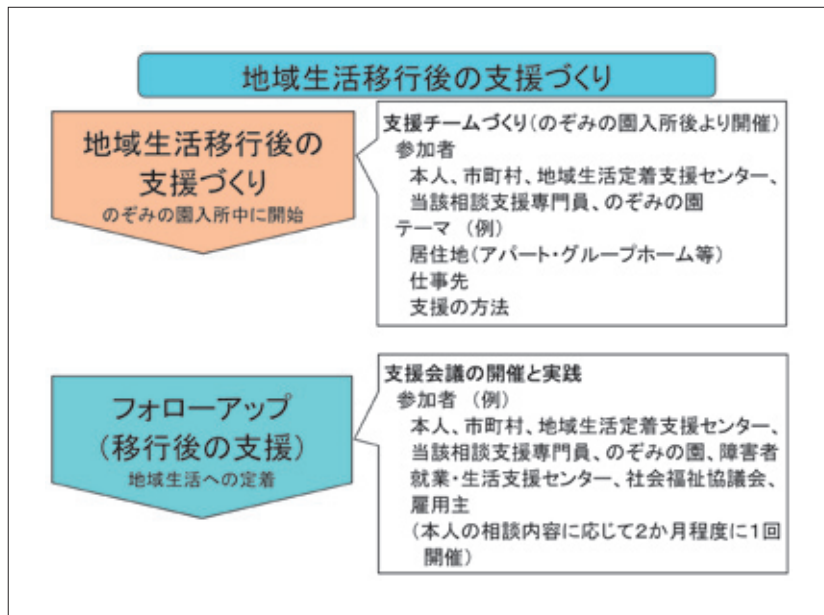
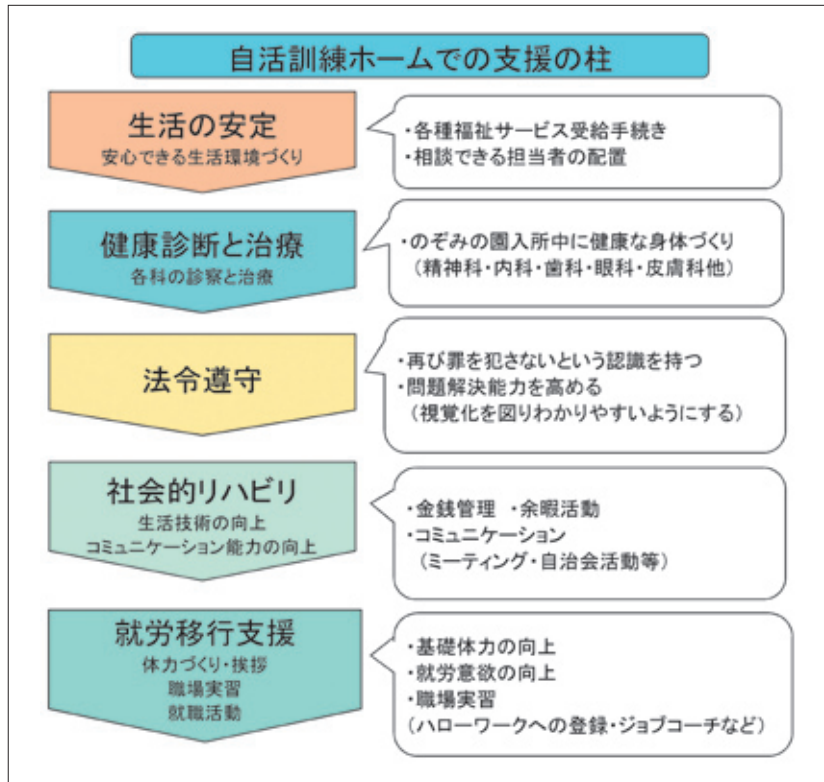
他、矯正施設入所中に合同支援会議として矯正施設・保護観察所・保護司・定着支援センター・援護の実施者・相談支援従事者・受け入れ福祉施設などの関係する機関の方々に集まっていただき、本人像を詳細に確認するほか、施設入所後の支援の方向性を確認しています。また、有期限で施設入所として受け入れていくことから、当法人施設利用後の社会生活も想定した認

識を入所前からお互いが持つことが出来るように心がけています。これらの準備については矯正施設入所中から進め

てゆくことが大変重要であり、遅くとも退所の四カ月前にはこれらの準備が開始されるようにしています。

一を図るほか、関係する機関にも集まって頂きながら、施設内の各部署の合同支援会議として経過や今後の方向性について確認・準備をするようにしています。また、本人の状態から施設での支援を終了し、地域への移行を想定した

施設入所後の支援



取り組みが必要となる場合は、地域生活で必要となる支援を組み立てるため、地域の資源を活用した考えの下、新たな支援チームをつくり出すような取り組みも同時に進めていきます。また、退所後のフォローアップについても、電話連絡や訪問、地域の支援チーム主催による会議に出席をしながら支援を継続するよう努めています。地域に移行することができたとしても、継続的に福祉の支援や見守りが必要としている人たちであり、地域の中で本人を取り巻く人達・支援をするチームづくりが必要であると思います。その中の一つ機関としてのぞみの園も加わっていきたくと考えておりますし、地域で生活を作っていくことは本人の状態を考えネットワークを作り上げていくことであると感じております。

施設入所支援における自活訓練ホームの特徴としては、矯正施設退所後はまずは生活の安定を図り、安心できる環境を整えて行くことが非常に重要な事であると考え、取り組みを進めています。福祉



活を安定させるとともに、人間関係を含めて自らが安心できる居場所を確保することが入所直後の課題であり、そのことが認識できるようになれば本人が次の目標に向けた支援も受け入れられるようになります。また、同時期には健

康診断を行い、本人の健康状態を確認させて頂き、施設の入所中に健康を取り戻す事を大きな目標としています。精神科の薬の調整や内科・皮膚科・歯科・眼科など治療を必要としている人が多く、健康を取り戻す事や病気とうまく

付き合っていくけるようにすることは、その後の就労・地域生活を考えていくうえでも非常に重要なものとなります。そのことから集中的に取り組み、健康な身体を施設入所中に取り戻すことが必要です。同時に、進められる事柄

として社会生活に向けては生活技術の獲得、就労に向けての支援、コミュニケーション能力の向上と余暇活動への支援などを行っています。これら一連の取り組みが、本人の自立を促すものとなり、その人ひとり一人の生き

直しを支えていく場になっていくことになると思います。自活訓練ホームでは地域生活を常に視野に入れ、支援を行なっています。

(地域支援部)

社会生活支援課長補佐

小林 隆裕

平成23年度

矯正施設を退所した知的障害者にかかると調査研究および研修について

当法人では、平成二十年度からの新規事業として、刑務所等の矯正施設を退所し、福祉の支援等が必要とする人(以下「矯正施設退所者」)の支援の実践および研究事業に取り組みしております。

研究事業につきましては、厚生労働省障害福祉推進事業の研究助成を受け、平成二十一年度は施設での支援プログラム、また地域での自立生活を支えるための支援プログラムを開発いたしました。さらに、平成二十二年度においては、施設での受け入れ、地域生活支援を行う指導的立

場となる職員の研修プログラムを開発し、テキストも作成しました。そして、より多くの福祉関係者が支援に携われるよう、全国への情報発信として研修を行いました。

今年度も、継続して矯正施設退所者に係る実践と研究および研修事業に取り組みしておりますので、以下に今年度の研究および研修事業および予定している研修についてご紹介いたします。

研究事業では、昨年度の全国調査において、これまで矯正施設を退所した知的障害者を受け入れた経験がある、と

回答した概ね百六十の施設に對して、追跡の調査を行いました。内容は、受け入れた人の特性、行った支援の内容、施設からの地域移行支援の具体的な内容、地域定着支援を行っていた場合はその具体的内容等になります。以上の項目を明らかにしていくことが今回の調査の目的ですが、とりわけ施設からの地域移行支援を行った際連携した機関や施設等、調整した福祉サービス等がどのようなものであったかを明らかにすること、その後

の地域生活の定着を促すにあって行ったあるいは行って

いる支援の具体的内容、すなわち、矯正施設退所者の地域移行とその後について、を明らかにできればと考えております。この調査結果を得ることと期待できることは、矯正施設退所者を施設で受け入れた場合のその後、施設からの地域移行支援の方法、また地域移行後の地域への定着支援の方法を、それぞれ一般化する試みが可能となることです。

研修事業についてですが、今年度当法人で予定している研修は、障害者支援施設・障害者地域生活支援センター等で、犯罪にかかわった知的障害者等に対して地域生活支援を行う指導的立場の職員を対象に行う予定であります。今年度の研修内容は、これまでの講義形式の研修に加え、演習を取り入れる予定です。矯正施設退所者に対する支援を実践に近い形で体験していた

だくことにより、実践力が高まることを期待できると考えております。ただし、演習形式での研修は運営上人数が限られてしまい、今年度は募集定員五十人とさせていただきます。(開催要項は別途施設職員等(指導的立場)研修会)また、当テーマに関心があるより多くの方々に、当法人で提供する研修内容をお伝えするため、昨年同様のシンポジウムや講義形式をとった定員三百人の「福祉セミナー2012」も平成二十四年二月に開催する予定でありますので、関係者の方々、ご興味がある方々のご参加をお待ちしております。「福祉セミナー2012」の開催要項につきましては、準備が整い次第ご周知致しますのでよろしくお問い合わせ致します。

(研究部研究課研究係長)

木下 大生

群馬県知的障害者(児)摂食・嚥下研究会

活動状況

平成20年9月に発足して現在までの活動状況

「摂食・嚥下障害」という言葉をご存じでしょうか？「摂食」とは「食べること」を指し、「嚥下」とは「飲み込むこと」をいい、「摂食・嚥下」とは、食物を認知し、口の中で噛んで飲み込み、食道を通じて胃へ送り込むことをいいます。その過程の中で障害が生じ、食道から胃に到達すべき水分や食物が気管から肺に入り、肺炎を発症したり、食物を口から安全に食べられない状態や機能に障害をきたした状態を「摂食・嚥下障害」といい、食べる能力に広く関わる障害です。

当法人においては、入所利用者の高齢化（平成二十二年度末現在、平均年齢五十九・七歳）に伴い、摂食・嚥下障害による誤嚥性肺炎を発症するケースが多く見られるようになって来ました。これは、高齢化による機能低下も一因としてあげられますが、知的障害者の多くは生来正しい摂食・嚥下法を身に

来担当の山川治先生のご尽力により、第一回群馬県知的障害者(児)摂食・嚥下研究会を当法人の井沢邦英参与が世話人となり開催いたしました。第一回群馬県知的障害者(児)摂食・嚥下研究会では、群馬県内各施設から九演題が発表され、特別講演には昭和大学歯学部口腔衛生学教室主任教授の向井美恵先生に御講演していただきました。第一回にも関わらず、多くの障害者施設から生活支援員の他、多職種の方々や保護者の方々にも出席していただき、大盛況のもと無事終了する事ができました。

群馬県知的障害者(児)摂食・嚥下研究会は年一回開催され、毎年多くの方に参加していただき、近年は他県からも参加していただくようになりました。場所は第二回より群馬大学荒牧キャンパス講堂にて七月に開催しております。当法人では、摂食・嚥下チームメンバーで毎年演題発表をし、第一回は「入所知的障害者施設における摂食・嚥下チームのチームアップロ

チ」「強い変形性脊椎症を合併した知的障害者の摂食・嚥下におけるシーティングの効果」、第二回は「入所施設における高齢知的障害者の食事に関する実態調査」「脳出血後摂食・嚥下リハビリによる経口摂取まで回復した1症例」、第三回は「高齢知的障害者におけるクエン酸ネブライザーによる咳テストの有効性の検討」、第四回は「知的障害における反芻習癖に関する検討」を発表しました。また昨年度より各施設の発表や特別講演の他に実技講演も講演者として出席しております。当法人では第一回主催者として本研究会の事務局となり、その後も開催、記録等の事務局を担っております。知的障害者(児)の摂食・嚥下リハビリテーションについて、情報の共有や研究の推進など、普及において十分とは言えないのが現状です。出来るだけ早期から正しい摂食・嚥下法を学ぶことは、将来の自立支援に基づく就労やグループホームなどでの集団生活に参加することを可能にしてくれると確信しております。また、現在臨床上の問題

となつている誤嚥性肺炎や経鼻経管栄養、経皮的胃瘻などの軽減にも繋がり、最後まで安全でかつ楽しめる最良の摂食・嚥下法を見出せるよう、今後も群馬県知的障害者(児)摂食・嚥下研究会にて多くの方と互いに勉強し、研鑽し、知的障害者(児)のケアに役立つことを共有していけたらと思っております。

来年七月にも群馬大学荒牧キャンパス講堂にて第五回群馬県知的障害者(児)摂食・嚥下研究会を行う予定です。

(診療所歯科衛生士

吉江 麻里)

編集事務局からお願い

市町村合併や人事異動、事務所の移転等により、住所や送付先名が変更になりました場合には、新しい送付先名等をFAXやEメールなどで事務局あてにご連絡をいただけますと幸いです。

また、平成24年4月より「ニュースレター」のメール配信を行う予定です。ご希望の方は、info_center@nozomi.go.jpまで、配信先のアドレスをご連絡ください。PDFファイルのダウンロードアドレスをお知らせするように致します。なお、メール配信をご希望された場合は、今までの郵送での配付はいたしませんのでご承知置き下さい。

お忙しい中、お手数をおかけして大変恐縮ですが、よろしくお願い致します。「ニュースレター」のバックナンバーは、ホームページhttp://www.nozomi.go.jpでご覧いただけます。ご関心を持たれた方はぜひご覧ください。



「ミニつるバラ」のぞみ

【発行】

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

〒370-0865 群馬県高崎市寺尾町2120番地2 TEL 027-325-1501 (代表) FAX 027-327-7628 (代表)

ホームページ http://www.nozomi.go.jp Eメール webmaster@nozomi.go.jp

【ニュースレター関係連絡先】

TEL 027-320-1613 (総務部) FAX 027-327-7628 (直通) Eメール info_center@nozomi.go.jp

